

久喜市が実施する行政評価の概要

I 久喜市の行政評価

1 行政評価とは

行政評価とは、行政活動（市の仕事や働きなどすべてのこと）の結果について、「何をどれだけしたか」ではなく、市民の皆様にとって「どれだけの成果が得られたか」という視点から改めて考え直し、行政サービスの改善を進めていくための仕組みであり、成果や効率という観点から評価し、見直し、改善を進めていきます。

地方自治体は、上位から政策－施策－事務事業という3層によって行政運営をしており、本市の行政評価は、これらすべての階層に対し評価をしていく構成となっています。

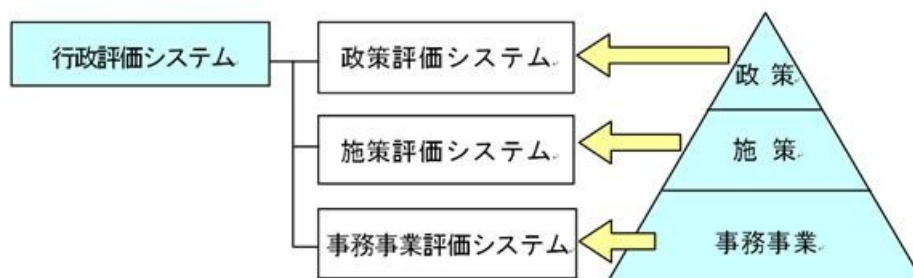
3層目である事務事業と2層目である施策については、それぞれ事務事業評価システムと施策評価システムを構築し、評価を実施しています。1層目である政策については、総合振興計画の総括的な評価という側面を考慮しながら、今後、評価を実施していきます。

久喜市のこれまでの取組みとして、事務事業評価は平成23年度から、施策評価は平成25年度から運用を開始し、相当程度、庁内に定着してきた状況にあります。

なお、事務事業評価、施策評価は事後評価により評価を実施します。令和3年度を例にしますと、令和2年度に実施した事業、施策について評価を実施します。

評価においては、対象となる事業、施策における問題点を整理し、改革改善案を探り、翌年度の事業、施策実施或いは予算措置に生かしていきます。

【久喜市行政評価システムの概念図】

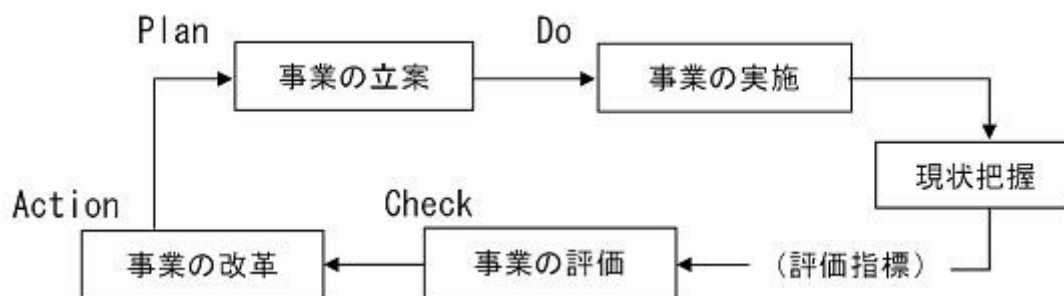


2 事務事業評価

予算事業を評価単位とし、個々の事業の現状を把握し、指標を立てて評価し、結果を検証し、予算措置も含め次期の改革改善案を立案していきます。

これにより、P (Plan) - D (Do) - C (Check) - A (Action) のPDCAサイクルを確立し、継続的な改革改善を実施していきます。

【事務事業評価におけるPDCAサイクル】



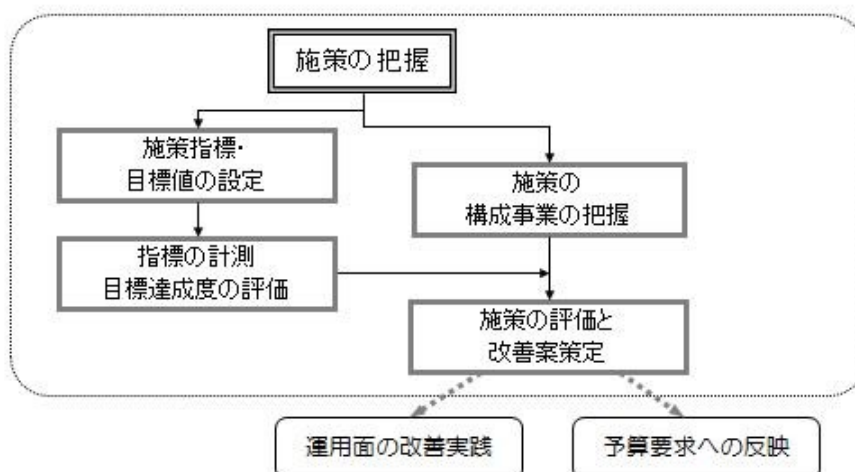
3 施策評価

総合振興計画の施策を単位として評価し、総合振興計画の施策目的をどの程度達成しているか、という視点から定期的にチェックしていきます。

これにより、施策と事務事業の関係を整理することで、目標達成のため、どの事業に注力していくべきかが明らかとなります。

また、総合振興計画の施策を単位として評価する仕組みとすることにより、施策評価を総合振興計画の進捗管理ツールとする運用を進めています。

【施策評価の流れ】



4 行政評価委員会

行政評価委員会は、市が実施する行政評価について、市長の諮問に応じ調査・審議する附属機関です。委員会は8人で組織され、公募市民と学識経験者から委員を選任します。内訳は、公募委員3人、学識経験者5人とする予定とし、任期は、委嘱日から2年です。

委員会は、平成25年4月1日に設置された組織で、第4期委員の委員会活動が概ね終了したところであり、現在、第5期委員の活動に向けて準備を進めています。

委員会の所掌事項は、外部評価と行政評価システム推進となっており、市が実施する行政評価全般を対象としています。

その中で、具体的な審議対象として施策評価を予定しており、委員会の審議により「委員会意見」を決定いただくものと考えています。

令和3年度における会議開催の時期は、第1～3回会議を11月頃に予定しています。

久喜市行政評価委員会条例（抜粋）

（所掌事項）

第2条 委員会は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項について調査及び審議する。

（1） 市が実施した行政評価結果の外部評価に関すること。

（2） 行政評価システムの推進に関すること。

（組織）

第3条 委員会は、委員8人以内で組織する。

（委員の委嘱）

第4条 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

（1） 公募による市民

（2） 学識経験を有する者

（委員の任期等）

第5条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

※久喜市の行政評価の取組みについては、ホームページに公開しています。

① トップページで「市政情報」を選択

② 「市政情報」のページで下スクロール

③ 「行政評価」を選択

④ 「行政評価」のページが開きます

- ・ 行政評価システムのページ：久喜市の行政評価の全体像を説明しています。
- ・ 施策評価システムのページ：施策評価の考え方とこれまでの施策評価結果を掲載しています。
- ・ 事務事業評価システムのページ：事務事業評価の考え方とこれまでの事務事業評価結果を掲載しています。